

01 業務動向

- ムリムインターナショナルを代理し、インドネシア造林事業法人であるPT.PLASMA合併投資に関する法律
諮問提供
- 韓国の複数の機関投資家を代理し、ハナ証券ビル引受金融に対する法律諮問
- 未来アセット証券等を代理し、中国大連市の「POSCO ITセンター」造成のための1億ドルPF資金調達業
務遂行

04 コラム

- 「節税」と「租税回避行為」
- 商務部、外国投資家の持分出資方式関連の意見収斂案発表

08 地平志誠ニュース

- 金性洙（キム・ソンス）弁護士、「タバコ規制基本協約(FCTC)履行のための禁煙政策シンポジウム」に、指
定討論者として参加
- 明漢錫（ミョン・ハンソク）弁護士、(社)海外資源開発協会が主催する「海外資源開発法律・会計説明会」に
報告者として参加
- 朴炯三（パク・ヒョンサム）弁護士、韓国公正競争連合会が実施した「不当共同行為予防教育」において、
「国内共同行為審判決事例を通じた実務の理解」講義

法務法人地平志誠のニューズレターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。

(業務動向)

ムリムインターナショナルを代理し、インドネシア造林事業法人である PT.PLASMA合併投資に関する法律諮問提供

地平志誠は、ムリムインターナショナルがインドネシア造林事業法人である PT. PLASMA NUTFAH MARIND PAPUA に合併投資で参加する案件に対して法律諮問を提供し、これと関連した造林地合併投資契約が 2011 年 6 月 1 日、成功的に締結されました。

ムリムインターナショナルは、去る 4 月、国内パルプ製紙企業であるムリム P&P が造林等の投資のために設立した別途法人として、今回の契約によって、インドネシアにおける本格的な造林事業のために PT. PLASMA の持分の 50.6%を引受けることになりました。

ムリムインターナショナルは、今回の契約によって、65,000ha の造林地をインドネシアに造成し、2018 年から木材チップの供給量を最大年間 40 万トン以上確保することが可能になり、2018 年まで約 1000 億ウォンを投資する計画であると明らかにしました。

[担当弁護士]



金尚俊(キム・サンジュン)
弁護士



鄭結(チョン・チョル)
弁護士



鄭最太(ジョン・ジョンテ)
弁護士



裴智英(ベ・ジョン)
弁護士



盧忠煜(ノ・チュンウク)
米国弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

韓国の複数の機関投資家を代理し、 ハナ証券ビル引受金融に対する法律諮問

地平志誠は、韓国の複数の機関投資家を代理し、汝矣島の新証券タウンにあるハナ証券ビル購入のための引受金融関連の法律諮問を提供しました。

未来アセットマップすは、去る 5 月 31 日、私募ファンドとして造成した「未来アセットフロンティア私募不動産投資信託 29 号」を通じ、汝矣島の新証券タウンにあるハナ証券ビルを 2400 億ウォンに購入すると発表し、このファンドには年金基金、保険会社など、韓国の複数の機関投資家が投資家として参加しています。

[担当弁護士]



李亨煥イ・ヘンギョ

弁護士



俞丁漢ユ・ジョンハン

弁護士



金俊煥キム・ジュンファン

弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

未来アセット証券等を代理し、中国大連市の「POSCO ITセンター」造成のための1億ドルPF資金調達業務遂行

地平志誠は、POSCO建設が去る4月22日、中国東北部の遼寧省大連市において開催した「POSCO ITセンター」起工式と関連し、「POSCO ITセンター」事業に必要な1億ドルのPF資金を調達する業務を遂行しました。

POSCO ITセンターは、住居事務の複合団地として、中国中央政府レベルで積極的に推進している大連市先端技術開発区である「高信区」内の路明地域に造成され、面積 46,943 m²の規模として、アパート7棟、事務用ビル1棟からなる計画です。

[担当弁護士]



李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士



金度女幼(キム・ドヨ)
弁護士



尹載賢(ユン・ジェミン)
弁護士



金玉琳(キム・オクリム)
中国弁護士



任姝泳(イム・ジュヨン)オ
ーストラリア弁護士



Shanghai Office

Jipyong & Jisung

(コラム)

「節税」と「租税回避行為」



(写真：法務法人地平志誠 金熙錫 (キム・ヒソク) 弁護士)

税務業務を処理すれば、たまに、クライアントから「節税」と「租税回避行為」はどのようにして区分されるのかに対する質問を受けます。これは、「節税」と「租税回避行為」の区分が曖昧であるという証拠でしょう。よって、最近では、このような質問を受けると、ストレートな答弁よりは、法院が適法であると判断したものは「節税」であり、違法であると判断したものは「租税回避行為」であると応えています。

納税は、すべての国民の義務である反面、直接的な代価のない金銭の支払であるため、誰もが税金を減らしたいと思っているのでしょう。また、税務関連業務を処理すると、実際に、税金を減らすために数多い方法が動因されることが分かりますが、場合によっては、このような行為が「節税」として認められることもあります。逆に「租税回避行為」として判断され、非難はもちろん、加算税まで賦課されるケースもすくなくありません。最近、多くの議論があった「円スワップ預金」に対し、大法院の判決がくだされましたが、これに基づいて「節税」と「租税回避行為」の区分に対して調べてみます。

税務相談をすると、税金を節約するために所得や財産の他人の名義にしたケースがあります。一般的に名義信託と呼ばれることが最も代表的な例になるでしょう。韓国の所得税法は、課税される金額が高くなればなるほど税率が高くなる累進税制度を採択しており、このほかにも、1 世帯多住宅者に対する重課、上場株式を一定比率以上に保有している者に対する譲渡所得税賦課など、財産の多い人に対してより多くの税金を賦課するように規定されています。このような理由から、所得や財産を他人の名義にする行為が税法上認定されることになれば、財産の分散を通じて税金を節約することも可能です。ところが、税金は所得に対して賦課するものであり、所得を発生させた取引行為、資産等を実質的に支配・管理するものが別途存在する場合には、その所得は名義者のものであるとはいえないでしょう。韓国の法院でも、所得や財産に対し、名義者ではない実質帰属者がいるとすれば、その事実上の実質帰属者が納税義務を負うと一貫して判断しているため、所得や財産を他人の名義にすれば、これは「租税回避行為」として評価される可能性が高いのです。

また、税法の利点を利用するためには、一つの行為を人為的に二つ以上の行為にわけるか、取引において一般的に使われていない変わった取引方法を使用するケースがあります。一般的にいわれている多段階行為、迂回行為などがこれに該当します。これらの行為の経済的効果は一般行為(通常の税金を払う行為)と同様ですが、行為形式によって課税する場合には税金を少なく収めるという特徴があります。ところが、経済的に同様の高価を持つ行為に対して税金を

異にすることは衡平性からは会わないことですので、これに対して「節税」として認定すべきか、「租税回避行為」として認定し課税すべきかが問題となります。先述した所得や財産を他人の名義にする行為に対しては「租税回避行為」として認定されることに大きな異論がないので、租税回避行為に対する議論は、ほとんどがこれに関連するものです。ただし、ここで注意すべきことは、すでに税法において数多い多段階行為、迂回行為に対する処理方法を規定しているため、この部分に対する議論は未だ税法において処理方法が定まっていなかった行為に限定されるということです。

学会においては、これと関連し、「経済的観察方法」と「法的観察方法」へと見解が分かれており、このような見解の対立は、韓国だけではなく、世界的にも類似した現象です。前者によれば、経済的効果が同一な行為に対しては同様に課税されるべきであるので、多段階行為や迂回行為は一般行為と同様に取り扱われるべきであると主張されます。このような主張の背景には、「同じものは同じように、異なったものは異なった形で」取り扱うべきであるという平等の原則があります。後者によれば、税法は課税要件として定められた法形式に対して納付すべき税金を規定した法律であるため、多段階行為や迂回行為の法形式は尊重されるべきであり、これによって、これらの行為が法形式によって一般行為とは異なった形で課税されるとしてもやむを得ないと主張しています。この視座は、「国家は法律的根拠なくして、租税を賦課することはできない」という租税法律主義を根拠としています。

これらの二つの視座の論拠は、すべて一応妥当であり、学会の対立も平行線をたどっているため、どちらの一方が正しいと断定することは難しいです。但し、法的安定性と予測可能性を本質とする税法の属性と「経済的同一性」に対する評価が混乱であるという点のゆえに、現実的に「経済的観察方法」は認められにくいものと思われます。大法院においても、過去の多数の判決において「法的観察方法」に従うべきであるとの趣旨で判決を下し、最近、円スワップ預金に対する判決においても、法的観察方法に従う立場を再び明らかにしました。結局、現在の法院の立場によれば、税法に定められていない多段階行為、迂回行為を通じて税金を節約する方法は、租税回避行為ではない「節税」として評価される可能性が高いといえるでしょう。但し、国税基本法第 14 条第 3 項が新設され、「第 3 者を通じた間接的な方法や、二つ以上の行為又は取引を経る方法によってこの法、又は、税法の利点を不当に受けるためのものとして認定される場合には、その経済的実質内容によって当事者が直接取引を行ったものとみなすか、連続された一つの行為又は取引を行ったものとしてみなされ、この法、又は、税法を適用する」という規定が追加されたので、上記ような法院の立場がいつまで維持されるのかは見守るべきでしょう。 [Jipyong & Jisung]

(コラム)

商務部、外国投資家の持分出資方式関連の意見収斂案発表



(写真：法務法人地平志誠 崔红花(チェ・ホンファ) 中国弁護士)

1. はじめに

中国における韓国投資家の出資方法を調べてみれば、現金、不動産、土地使用権、機械設備、知的財産権などがあります。韓国やその他先進国では、一般的に使用されている引受合併方式の一つである持分出資方式に対し、現在、中国では認定はしておりますが、実務的にはそれほど多く使用されている状況ではありません。

去る 2009 年、会社登録機関である中国国家工商行政管理局は、会社法に基づき、「持分出資登録管理方法」(2009 年 3 月 1 日より施行)を発表し、2010 年には、外貨管理機関である外換管理局が「2010 年 3 号文献」を発表しました。実務上、一部の外国投資家は、これらの規定に従って持分出資方式にて投資を行っています。ところが、外国投資家の中国内における投資(会社設立、引受合併等)に対する許認可期間である商務部署は、未だ関連規定を発表していないところ、これによって、実務中、一部地方の商務部署は外国投資家の持分出資方式に対する商務部署の統一規定がないとの理由から拒絶している事態もたびたび生じており、実際には外国投資家の持分出資が円滑ではありません。

これに、去る 5 月 4 日、商務部署では、「外商投資企業持分出資関連管理方法」初案を発表し、社会各階層の意見を収斂したところ、以下では、同収斂案の内容を簡単に検討してみます。

2. 規定の主要内容

(1) 持分出資方式の認定範囲

規定における持分出資方式は、中国投資家と外国投資家(以下、投資家)の所有している中国内企業(有限責任会社又は株式有限会社、以下、持分出資企業)の持分を出資し、外商投資企業(以下、投資企業)を設立するものであるところ、ここでの外商投資企業の設立には、①新規外商投資企業の設立、②増資を通じ既存の内資企業を外商投資企業へ変更、③増資により外商投資企業の持分が変更されることなどを含む。

(2) 持分出資が不可能な場合

持分出資企業の登録資本金が全額払い込まれなかった場合。

持分に質権が設定された場合。

持分が法律によって凍結された場合。

持分出資企業の定款(契約)によって持分譲渡が不可能な持分である場合。

直前年度の外商投資企業連合年度検査に参加していないか、通過されていない外商投資企業の持分をもって出資する場合。

外商投資性会社又は外商投資創業(持分)投資会社の持分をもって出資する場合。

(3) 持分価額に対する確定

出資した持分に対し、中国内の評価機構の評価を得なければならない、持分出資かと外商等式企業の株主、又は、その他投資家は、上記の評価価額を基準として持分価額を確定しなければならない。持分価額は、評価価額より高くしてはならない。

持分出資金とその他非貨幣財産の出資金合計は、登録資本金の 70%を超過してはならない。

(4) その他主要内容

持分出資によって持分出資企業と投資企業間に相互持分を保有してはならない。

投資企業が有限責任会社である場合、投資総額は「中外合弁経営企業登録資本と投資総額比率に対する暫定規定」と持分出資の後、投資企業の登録資本金によって推定する。

外国投資家が持分出資企業の持分で中国内の上場企業の株式発行、又は、株式譲渡に参加する場合、「外国投資家の上場企業戦略投資管理方法」を順守しなければならない。

投資家の持分出資が国务院の「外国投資家引受合併安全審査制度に対する通知」と関連する場合、同規定によって安全審査申請をしなければならない。

3. 終わりに

現在の上記の着ては、意見収斂案ではありますが、最近の中国の外資誘致政策をみれば、近いうちに正式な規定として発表される可能性が高いのです。万一、上記の規定が正式に発表される場合、外国投資家は持分出資を含む多様な方法を通じて中国に出資することが可能になり、また、外国投資家の中国企業に対する引受合併に重要な経路を提供することになります。

ただし、持分出資方式は、他の出資方式とはことなり、同時に数多い外国投資関連法律規定の適用をうけることとなり、しかも、状況によっては、商務部署、証券監督管理機関、国有資産管理機関、税務期間等、行政機関の許認可や登録、或いは、変更手続きを行わなければならない。例えば、持分出資企業が持分出資によって既存の外商投資企業から内資企業へ変更される場合、従来受けていた税収優遇政策が取り消され、減免を受けていた税金を再び該当税務期間に納付しなければならない。これと同時に、投資企業が既存に内資企業であり外国投資制限類型に従事する場合、外商投資企業への変更過程において許認可を得ることが厳しくなる可能性があり、このような持分出資は外国投資家の引受合併規定、安全審査規定、反独占規定、中国内再投資規定等が同時に適用される可能性があります。

従って、持分出資方式で中国に投資する場合、投資構造によって事前に段階ごとの 이슈 に対し、綿密な検討を行ってから進めることが、リスクを最小化する最も望ましい方法であるといえるでしょう。 [Jipyong & Jisung](#)

(地平志誠ニュース)

金性洙 (キム・ソンス) 弁護士、「タバコ規制基本協約(FCTC)履行のための禁煙政策シンポジウム」に、指定討論者として参加



(写真：法務法人地平志誠 [金性洙 \(キム・ソンス\) 弁護士](#))

地平志誠の金性洙 (キム・ソンス) 弁護士は、去る 5 月 31 日、「第 24 回世界禁煙の日」行事に参加しました。この日は、世界保健機構が定めた禁煙の日です。金性洙 (キム・ソンス) 弁護士は、韓国禁煙運動協議会の理事兼法司委員会委員長として、当日の午後に開かれた「タバコ規制基本協約(FCTC)履行のための禁煙政策シンポジウム」において、「FCTC関連韓国法現況」に関する指定討論者として参加しました。[Jipyong & Jisung](#)

(地平志誠ニュース)

明漢錫 (ミョン・ハンソク) 弁護士、(社)海外資源開発協会が主催する「海外資源開発法律・会計説明会」に報告者として参加



(写真：法務法人地平志誠 [明漢錫 \(ミョン・ハンソク\) 弁護士](#))

地平志誠の明漢錫 (ミョン・ハンソク) 弁護士 は、去る 6 月 13 日、(社)海外資源開発協会が主催した「海外資源開発法律・会計説明会」において、「海外進出戦略とリスク統制方法」をテーマとして報告しました。この日の懇談会は、現況の海外資源開発法律・会計に対する海外資源開発企業の理解を高めることや実務効率性の増大のために開かれました。[Jipyong & Jisung](#)

(地平志誠ニュース)

朴炯三 (パク・ヒョンサム) 弁護士、韓国公正競争連合会が実施した 「不当共同行為予防教育」において、「国内共同行為審判決事例を通じ た実務の理解」講義



(写真：法務法人地平志誠 [朴炯三 \(パク・ヒョンサム\) 弁護士](#))

地平志誠の朴炯三 (パク・ヒョンサム) 弁護士は、去る 5 月 18 日に、韓国公正競争連合会が会員を相手として実施した「不当共同行為(談合)予防教育」において、「国内共同行為審判決事例を通じた実務の理解」をテーマとして講義を行いました。[Jipyong & Jisung](#)



地平志誠

<http://www.jipyong.com>

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中央区南大門路4-45商工会議所ビル 8, 11階 Tel : +82-2-6200-1600 Fax : +82-2-6200-1800

順天事務所 540-330 全羅南道順天市旺之洞870-1クムガンタワー3階 Tel : +82-61-724-2001 Fax : +82-61-725-7604

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #1605, Centec Tower, 72-74 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinoh Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nongbone Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 8560-20-301-9820 Fax : 856-21-264-344